

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2023年10月号 (Vol.8)

近時の独占禁止法及び下請法の執行強化の動きと実務における留意点 (2) ～事業者名公表の傾向を踏まえたアップデート～ 台湾の企業結合規制の最新動向－企業結合の届出を不要とする類型の追加 及び簡易審査手続を適用する類型の追加に関する規則の改正、 「域外結合案件処理原則」の廃止／ 台湾の「公平取引法」パブリックコメント案

- I. 近時の独占禁止法及び下請法の執行強化の動きと実務における留意点 (2)～事業者名公表の傾向を踏まえたアップデート～
- II. 台湾の企業結合規制の最新動向
－企業結合の届出を不要とする類型の追加及び簡易審査手続を適用する類型の追加に関する規則の改正、「域外結合案件処理原則」の廃止
- III. 台湾の「公平取引法」パブリックコメント案

森・濱田松本法律事務所
弁護士 高宮 雄介
TEL. 03 6266 8744
yusuke.takamiya@mhm-global.com
弁護士 鈴木 幹太
TEL. 03 6213 8118
kanta.suzuki@mhm-global.com
台湾弁護士 紀 鈞涵
TEL. 03 6266 8557
chunhan.chi@mhm-global.com
弁護士 門田 航希
TEL. 03 5293 4848
kouki.kadota@mhm-global.com
弁護士 塩崎 耕平
TEL. 03 5293 4860
kohei.shiozaki@mhm-global.com
弁護士 佐藤 真澄
TEL. 03 5293 4915
masumi.sato@mhm-global.com
台湾弁護士 吳 思定
TEL. 03 6212 8395
siding.wu@mhm-global.com

I. 近時の独占禁止法及び下請法の執行強化の動きと実務における留意点 (2)～事業者名公表の傾向を踏まえたアップデート～

(高宮、門田、佐藤)

1. はじめに

以前、弊所のニュースレター ([ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2022年7月号 \(Vol.3\)](#))。以下「前回ニュースレター」といいます。) でもお知らせしたように、公正取引委員会 (以下「公取委」といいます。) 等は、2021年12月に「パー

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

トナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」¹（以下「本施策パッケージ」といいます。）の公表を皮切りに、適正な価格転嫁の実現に向けた取組みを継続的に実施しています。その過程においては、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請に加え、主要な事業者については実名での公表を行うなど、従前にはない積極的な姿勢で取組みを行っている様子がうかがわれます。

そして、公取委は、2023年3月1日付で「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「本アクションプラン」といいます。）²を公表し、独占禁止法又は下請法に違反する事案について、より積極的かつ厳正に対処していく姿勢を示しました。また、同年8月31日に行われた「新しい資本主義実現会議（第21回）」の提出資料（資料13 公正取引委員会委員長提出資料）³においても、「取引適正化に向けた取組強化の把握を行い、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく」方針が示されています。他方、中小企業庁（以下「中企庁」といいます。）においても、価格交渉促進月間の実施及びフォローアップ調査による価格交渉・価格転嫁の促進に向けた取組みを継続的に行っており、同月29日には、関連する企業の実名公表を含むフォローアップ調査の結果及び好事例集の更新を行っています⁴。

このように、公取委及び中企庁等による価格転嫁の促進への取組みが年々さらに活発化している状況を鑑みると、今後も、事業者の実名公表を含めたさらなる積極的な活動や取組強化等が行われていくことが見込まれ、引き続き注視の必要があるといえます。

そこで、本稿においては、前回ニュースレターのアップデートとして、その後に実施された公取委及び中企庁の取組みについてご紹介します。また、併せて、消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）が2023年10月1日に開始されたことから、同制度に関する公取委の直近の動向についてもご紹介します。

2. 本アクションプランの概要

公取委は、本アクションプランの内容として、主に①独占禁止法の執行強化、②下請法の執行強化等並びに③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底を挙げています。

そのうえで、公取委は、適正な価格転嫁の実現に向け、「今後、発注者からの積極的な価格転嫁に向けた協議が重要であることなどを改めて周知徹底するとともに、緊急調査のフォローアップを含む転嫁円滑化に向けた更なる調査を実施するほか、引き続き、価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法

¹ https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html

³ https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai21/shiryu13.pdf

⁴ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく」方針をとることを明らかにしました。

3. 価格転嫁に関する執行強化の潮流等

(1) 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施及び事業者名の公表

ア 本緊急調査の実施・概要

公取委は、本施策パッケージの取組みの一環として、2022年6月頃から、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（以下「本緊急調査」といいます。）を実施し、その結果を同年12月27日に公表しました⁵。本緊急調査においては、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」の要件の1つに該当するおそれのある「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引」に該当するとされる下記の2つの行為（「よくある質問コーナー（独占禁止法）」⁶のQ&A（以下「独占禁止法 Q&A」といいます。）No.20記載の行為）が疑われる事案に関する実態を把握するために実施され、受注者及び発注者に対する書面調査、並びにこれらを踏まえた立入調査等の個別調査が行われました。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

イ 事業者名の公表

公取委は、本緊急調査に先立つ2022年10月4日に行われた「新しい資本主義実現会議（第10回）」の提出資料（資料3 古谷公正取引委員会委員長提出資料）⁷において、「今後、緊急調査等の結果を踏まえ、下記の転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案について、独占禁止法に基づき企業名を公表する。」方針を公表しておりました。そして、同年12月の本緊急調査の結果の公表に際しては、実際に、「個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法 Q&A の①に該当する行為が

⁵ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

⁶ https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

⁷ https://www.cas.go.jp/ip/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaiqi/dai10/shiryoushu3.pdf

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

確認された事業者」として、独占禁止法 43 条に基づき 13 事業者の実名公表を行いました⁸。

この実名公表に関しては、特に、「転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない」とされている点が注目すべきポイントであると思われる。すなわち、上記の説明からは、公取委が、価格転嫁の推進のために必要と判断した場合には実名公表を行う姿勢であることがうかがわれ、今後も、多数の取引先との間で独占禁止法 Q&A の No.20 に該当する行為を行っているなどの事情があれば、独占禁止法又は下請法の違反又は違反のおそれが認められない場合であっても、実名公表がなされる可能性があることに留意が必要となります。

(2) 中企庁による価格交渉促進月間の実施及びフォローアップ調査

他方、公取委のみならず、中企庁においても、エネルギー価格等が上昇する中で中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作ることを目的として、2021 年 9 月以降、毎年 3 月と 9 月を「価格交渉促進月間」として設定し、価格交渉・価格転嫁を促進するための取組みを行っています。さらに、中企庁は、各「月間」終了後に、フォローアップ調査（以下「フォローアップ調査」といいます。）を実施し、状況の芳しくない親事業者に対して指導・助言を行っています。

そして、中企庁は、2022 年 9 月実施の当該「月間」のフォローアップ調査に関し、2023 年 2 月に、主要な発注側企業について、受注側中小企業による価格交渉及び価格転嫁の回答状況を分類・整理した個別状況リストを各社の実名とともに公表しました⁹。また、同年 3 月実施の「月間」のフォローアップ調査に関しても、同年 8 月に同様の実名入り個別状況リストを公表しています¹⁰。

(3) その他の価格転嫁の促進に向けた取組み及び今後の方針

公取委は、上記で述べた本緊急調査以外にも、本アクションプランを踏まえた価格転嫁の促進に向けた取組みを行っています。

例えば、公取委は、2023 年 3 月 15 日、法律上問題となり得る取引価格の据置きに関する考え方の周知及び転嫁円滑化に向けた更なる調査等への協力について、関係事業者団体約 1,600 団体に対して要請文を发出了しました¹¹。また、公取委は、本アクションプランの一環として、従来より行っている荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査につき、令和 4 年度と同調査における荷主 19 名に対する立入調査を大幅に上回る規模の荷主 101 名に対する立入調査を行い、同年 6 月 1 日に調査結

⁸ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html

⁹ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202209list.pdf>

¹⁰ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202303list.pdf>

¹¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230315_youseibunsho.html

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

果を公表しています。

さらに、公取委は、本アクションプランにおける取組みとして、本緊急調査（22業種、11万名）を上回る規模で書面調査を行い、その結果を公表する予定です。加えて、公取委は、2023年8月31日に行われた「新しい資本主義実現会議（第21回）」の提出資料（資料13 公正取引委員会委員長提出資料）において、労務費に関する業界ごとの実態を把握したうえで、内閣官房と連名にて、「労務費の転嫁に関する事業者（発注者及び受注者）にとっての行動指針」を年内にまとめる予定であることを示しています。このように、公取委は、価格転嫁の促進に向け、引き続き精力的な調査・検討が行っていく姿勢であることがうかがわれます。

4. インボイス制度に関するアップデート

2023年10月1日より、インボイス制度が開始されました。

前回ニュースレターでもご紹介したとおり、インボイス制度においては、簡易課税制度の適用のない課税事業者（仕入元）が、免税事業者（仕入先）と取引を行う場合には、仕入税額控除ができないこととなります。そのため、インボイス制度では、課税事業者（仕入元）には、免税事業者（仕入先）に対し、仕入税額控除ができないことを理由に、取引対価の引下げや取引の停止、課税事業者となるような懲罰等を行うなどのインセンティブが生じることとなりますが、こうした行為は、下請法上の「買いたたき」等や独占禁止法上の「優越的地位の濫用」として問題となるおそれがあるため、注意が必要です¹²。

この点に関して、公取委は、インボイス制度開始前である2023年5月の時点で、一部の発注事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例について、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして、10件程度の注意を行ったことを公表しています¹³。また、公取委は、同年6月30日に公表した「独占禁止法に関する相談実例集（令和4年度）」¹⁴ 相談事例9においても、事業者団体が免税事業者から徴収する手数料について、消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない金額を徴収する取組を行うことが独占禁止法上問題となるおそれがあるとの考えを示しました。

さらに、2023年8月には、大手たばこ会社が葉タバコ生産農家に対して取引価格を引き下げる旨を一方的に通告していたことについて、公取委が独占禁止法に違反するおそれがあるとして注意を行った旨の報道がなされています¹⁵。

¹² なお、インボイス制度の概要については、前回ニュースレターもご参照ください。

¹³ https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/apr_jun/230517.html

¹⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230630d.html>

¹⁵ 「インボイス巡りJT注意 葉タバコ価格下げ通告で公取委」（2023年8月26日・日本経済新聞）
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE262QV0W3A820C200000/>)

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

5. まとめ

上記2.及び3.で述べたように、公取委や中企庁は、大規模な調査の実施を含む、適正な価格転嫁を促進するための積極的な取組みを継続して行っており、当該取組みは今後さらに活発化していくことが予想されます。これにより、独占禁止法及び下請法上問題のある行為については、従来以上に厳しい取締りの対象となる可能性が高まっていると考えられます。

特に、上記3.(1)及び(2)で述べたように、近年、公取委や中企庁は、違反行為を行っていない事業者であっても、必要に応じて実名を公表する運用をとり始めている点に注意が必要です。こうした企業名公表に伴うレピュテーション・リスク等を回避するためには、引き続き公取委や中企庁の取組み及び執行状況を注視し、違反行為を行わないことはもとより、場合によっては自主的にコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について協議を持ちかけるなど、仕入先等との交渉に際してこれまで以上に慎重な判断・運用が求められると思われれます。

また、インボイス制度との関連においては、インボイス制度の開始を契機に、上記4.で述べた行為に対する公取委による取締りが強化される可能性も否定できません。そのため、各事業者においては、従来示されてきた公取委の見解・注意事例に基づき、インボイス制度との関連において、どのような行為が独占禁止法又は下請法上問題となり得る行為であるかを改めて整理をした上で、免税事業者との取引条件等につき慎重な検討を行うことが望ましいといえます。

II. 台湾の企業結合規制の最新動向

一 企業結合の届出を不要とする類型の追加及び簡易審査手続を適用する類型の追加に関する規則の改正、「域外結合案件処理原則」の廃止

(高宮、鈴木、紀、塩崎、呉)

1. 概要

2023年6月28日、台湾公平取引委員会¹⁶(以下「TFTC」といいます。)は、「公平取引法11条1項を適用しない企業結合類型の規則」¹⁷(以下「本規則」といい、企業結合の届出を不要とする企業結合類型を規定しています。)を改正し(以下「本改正(一)」といいます。)、TFTCに対する企業結合の事前届出を不要とする企業結合類型に、台湾外の事業者が台湾外において、設立又は運営する合併事業であって、当該合併事業が台湾内で経済活動に従事していない場合が追加されました。また、あわせて、同日、域外結合案件¹⁸に対するTFTCの管轄権の有無に関する考慮要素を規

¹⁶ 中国語「公平交易委員會」。日本における「公正取引委員会」に相当する組織です。

¹⁷ 中国語「不適用公平交易法第十一條第一項之結合類型」。

¹⁸ 複数の台湾外の事業者が台湾外において、実施する企業結合をいいます。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

定した「公平取引委員会の域外における企業結合案件の処理原則」¹⁹（以下「域外結合案件処理原則」といいます。）が廃止され（以下「本改正（二）」といいます。）、簡易審査手続（以下「簡易手続」といいます。）が適用される企業結合案件の類型等を定める「公平取引委員会の結合届出案件に対する処理原則」²⁰（以下「結合届出案件処理原則」といいます。）も改正され、簡易手続を適用する類型が追加されました（以下「本改正（三）」といいます。）。

これらの一連の法改正により、域外結合案件の台湾における届出実務は、相応の影響を受けると考えられます。以下、本改正（一）から本改正（三）の背景と内容を解説します。

2. 企業結合届出の基準

台湾では、公平取引法²¹に基づき、企業結合²²が、以下のいずれかの基準を満たす場合、原則として、企業結合に先立ち TFTC に届出をする必要があるとされています²³。

- (1) 企業結合後の市場シェアが 3 分の 1 を超えるとき。
- (2) 企業結合に参加する事業者 1 社の市場シェアが 4 分の 1 を超えるとき。

なお、上記 (1)、(2) の市場シェア基準の地理的範囲について、実務上、原則として台湾内の市場シェアによって判断されます。

- (3) 企業結合に参加する事業者の直近会計年度の売上高が、以下の金額²⁴を上回ったとき。

ア 事業者全ての直近会計年度のグローバルの売上高の合計が 400 億 NTD を超え、かつ事業者のうち少なくとも 2 社の直近の会計年度の台湾内における売上高がそれぞれ 20 億 NTD を超える場合

イ 事業者の事業が金融業以外である場合、事業者のうち 1 社の台湾内における直近会計年度の売上高が 150 億 NTD を超え、かつ他の事業者 1 社の台湾内における直近会計年度の売上高が 20 億 NTD を超える場合

ウ 事業者の事業が金融業の場合、事業者のうち 1 社の台湾内における直近会計年度の売上高が 300 億 NTD を超え、かつ他の事業者 1 社の台湾内における年間売上高が 20 億 NTD を超える場合

¹⁹ 中国語「公平取引委員會對於域外結合案件之處理原則」。

²⁰ 中国語「公平取引委員會對於結合申報案件之處理原則」。

²¹ 中国語「公平取引法」。概ね日本における独占禁止法や不正競争防止法が規定している事項について定める法律です。

²² 台湾において、企業結合とは、①他の事業者との合併、②他の事業者の議決権付株式もしくは総資本額の 3 分の 1 以上の保有又は取得、③他の事業者の事業もしくは資産の全部もしくは主要部分の譲受け又は賃借、④他の事業者との経常的な共同経営、又は他の事業者からの経営の受任、⑤他の事業者の経営もしくは人事の直接的又は間接的支配等をいいます（公平取引法 10 条 1 項）。

²³ 公平取引法 11 条 1 項。

²⁴ 「公平取引委員会への企業結合届出義務を有する売上高に関する基準と計算方法」（中国語「事業結合應向公平取引委員會提出申報之銷售金額標準及計算方法」）（TFTC 2016 年 12 月 2 日公綜字第 10511610001 号公告）。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

3. 企業結合届出を不要とする類型の追加（本改正（一））

一方、上記の事前届出の基準を満たす企業結合であっても、公平取引法 12 条 1 号から 5 号に該当する²⁵場合と同条 6 号に定められた「その他主管機関が公告した届出不要の類型」に該当する場合は、届出不要とされています。

公平取引法 12 条 6 号に規定される「その他主管機関が公告した届出不要の類型」について、具体的に主管機関である TFTC が上記のとおり、本規則を公告しています。これまでは、本規則により、主に同一企業グループ内の組織再編を、届出不要の類型と規定していました²⁶ところ、本改正（一）により、これらの類型に加えて、「台湾外の事業者が台湾外で共同で合弁事業を設立又は運営し、かつその合弁事業が台湾内で経済活動に従事していない場合」についても、届出不要の類型に追加されました（本規則 5 号）。

TFTC による本改正（一）に関する説明によれば、本規則 5 号における「その合弁事業が台湾内で経済活動に従事していない場合」とは、その合弁事業が従事する経済活動（商品やサービスの販売、見積もり、価格交渉、取引先との売買、請負、委任関係の構築等のビジネス活動）が、台湾内の関連商品や関連サービス市場の需要と供給に関係しないことを意味するとされています。例えば、合弁事業により、生産・製造された製品が台湾外でのみ販売されるか、全ての製品が台湾外にある親会社に販売され、台湾内の関連市場の需要と供給に影響を及ぼさない場合が想定されています²⁷。同説明では、改正理由について、今回追加された本規則 5 号に規定する企業結合は台湾市場との関連性が比較的小さく、台湾関連市場に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な影響を及ぼさないため、規制する実益がない旨が述べられています²⁸。

²⁵ ①企業結合に参加する事業者又はその事業者が議決権付株式を完全に所有する子会社が、議決権付株式又は資本額の 50%以上を既に有している事業者と企業結合をするとき（公平取引法 12 条（以下同様）1 号）。②一つの事業者が、企業結合に参加する複数の事業者の議決権付株式又は総資本額の 50%以上を、それぞれ所有する場合において、当該複数の事業者が企業結合をするとき（同 2 号）。③事業者が、自らの事業もしくは資産の全部もしくは主要部分又は別個に営む事業の全部もしくは一部を、新たに設立する他事業者に譲渡するとき（同 3 号）。④台湾における会社法 167 条 1 項但し書又は台湾における証券取引法 28 条の 2 に従い、株主が保有している株式を取得することにより、現株主が、株式を取得される事業者の議決権付株式の 3 分の 1 以上を保有している状況（公平取引法 10 条 1 項 2 号の状況）が生じたとき（同 4 号）。⑤再投資のため子会社を設立することにより、当該子会社の株式又は資本額の全部を取得するとき（同 5 号）。

²⁶ ①事業者がすでに支配従属関係にある事業者と企業結合するとき（本規則（以下同様）1 号）。②それぞれ同一の支配事業者の従属事業者である複数の事業者が企業結合するとき（同 2 号）。③事業者が所有する第三者の議決権付株式又は総資本額の一部もしくは全部を、支配従属関係にある他の事業者に譲渡するとき（同 3 号）。④事業者が保有する第三者の議決権付株式又は総資本額の一部もしくは全部を他の事業に譲渡する場合であって、それらの事業者がそれぞれ同一の支配事業者の従属事業者であるとき（同 4 号）。

²⁷ 公平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合類型の規則改正草案比較表（中国語「不適用公平取引法第十一條第一項之結合類型公告修正草案對照表」）における説明の第二項。

²⁸ 公平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合類型の規則改正草案比較表（中国語「不適用公平取引法第十一條第一項之結合類型公告修正草案對照表」）における説明の第一項。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

4. 「域外結合案件処理原則」の廃止（本改正（二））

今回の改正がなされる前は、域外結合案件について、域外結合案件処理原則に基づき、企業結合の効果として、台湾の関連市場に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な影響を及ぼすかどうか等の要素を考慮し、TFTC が当該域外結合案件を管轄するかを決定するとされてきました（3点、4点）。今回、2023年6月30日をもって、上記域外結合案件処理原則は廃止されました²⁹。

5. 簡易審査手続の対象類型の追加（本改正（三））

TFTC による審査に必要な待機期間は、原則として、届出資料の不備等が是正され、届出が正式に受理された日から 30 営業日とされており、TFTC は、必要と判断した場合、審査の期間を、60 営業日延長することができるとされています（公平取引法 11 条 7 項、同 8 項）。

一方、「結合届出案件処理原則」によれば、一定の条件を満たす企業結合については、原則として、審査期間が短縮され、提出書類も簡素化される簡易審査手続（簡易手続）が適用されます（結合届出案件処理原則 7 点）。この簡易手続について、2023年6月30日に「結合届出案件処理原則」が改正され、その適用対象が追加されました（本改正（三））。具体的には、今般、本改正（二）で「域外結合案件処理原則」が廃止されたこと等に伴い、TFTC はこれまでの企業結合案件の審査経験を踏まえ、以下の 4 つの類型について台湾の関連市場への競争の影響が比較的軽微であるとして、簡易手続の適用対象に追加しました。

- ア 台湾外で進行する企業結合であって、企業結合取引金額が 25 億 NTD 未満のとき（同原則 7 点 1 項 6 号）。
- イ 水平型企業案件において、企業結合に参加する事業者の関連製品又はサービスの台湾における売上高が合計 2 億 NTD 未満のとき（同原則 7 点 1 項 7 号 1）。
- ウ 垂直型結合案件において、企業結合に参加する事業者の関連製品又はサービスの市場ごとの台湾における売上高がいずれも合計 2 億 NTD 未満のとき（同原則 7 点 1 項 7 号 2）。
- エ 企業結合事業者に台湾における売上高がないとき（同原則 7 点 1 項 7 号 3）。

なお、上記イ、ウ、エの売上高には、当該事業者の売上高に加え、企業結合に参加する事業者の支配事業者もしくは従属事業者、又は企業結合に参加する事業者を支配する 1 社もしくは 2 社以上の事業者支配される他の事業者の企業結合に関わる商品もしくはサービスの売上高が含まれます（同原則 7 点 2 項）。

²⁹ TFTC 2023 年 6 月 30 日公法字第 1121560298 号命令（同日発効）。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

6. 今後の対応

上記のとおり、台湾外の事業者が台湾外で共同で合併事業を設立又は運営し、かつその合併事業が台湾内で経済活動に従事していない場合、企業結合の届出は不要となりました（本改正（一））。一方で、それ以外の台湾域外で行われる企業結合について、これまで域外結合案件の処理において、重要な指針となっていた域外結合案件処理原則が廃止されたことを受け（本改正（二））、今後は、届出の要否及び届出が必要である場合に簡易手続が適用できるかにつき、より慎重に検討する必要があると考えられます。

Ⅲ. 台湾の「公平取引法」パブリックコメント案

（高宮、鈴木、紀、塩崎、呉）

1. はじめに

2023年6月6日、TFTCは、台湾公平取引法³⁰（以下「本法」といいます。）パブリックコメント案（以下「本パブコメ案」といいます。）を公表し、2023年8月5日に意見募集期間が終了しました。本パブコメ案を受けた改正案が正式に公布・施行されれば、本法について2017年6月以来の改正が行われることとなります。

本パブコメ案を受けた本法の改正案は、本稿執筆時点においては施行に至っていませんが、重要な改正が検討されているため、TFTCによる関連説明等³¹も踏まえ、本パブコメ案の概要を以下に紹介します。

2. 「公平取引法」パブリックコメント案の概要

(1) 企業結合の届出基準における市場シェア要件の廃止

TFTCは、企業結合³²の届出基準をより明確にし、コンプライアンスコストを合理的な範囲に抑えるために、米国、EU、日本等における法律及び経済協力開発機構（OECD）の法改正に関する方向性についての提言を考慮し、これまで届出基準³³について、市場シェアに基づく基準と売上高に基づく基準があった（上記Ⅱ.2.参照）ところ、市場シェア基準を廃止し、比較的疑義が生じにくい売上高基準のみとする方向で検討しています（本パブコメ案11条1項）。

³⁰ 本ニュースレターの脚注22をご参照。

³¹ 「公平取引法の一部を改正する法律案」に関する説明資料（中国語「公平交易法部分條文修正案總說明」）。

³² 本法でいう「企業結合」に関して具体的な類型について、本ニュースレターの脚注23をご参照。

³³ これまでの届出基準について、本ニュースレター「Ⅱ.2.」をご参照。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

(2) カルテル規制対象の拡大

TFTC は、カルテルの規制対象について、これまで規制してきた「同一の生産又は販売段階において競争関係にある複数の事業者」（以下「水平関係にある事業者」といいます。）による典型的なカルテルに加え、水平関係にある事業者と他事業者（他事業者は、水平関係にある事業者と垂直関係を有する事業者等が含まれます。）の合意等により、商品又は役務の価格や地域等を拘束する等し、生産又は商品取引もしくは役務需給の市場の機能に影響を与える（水平的な制限効果を有する）行為もカルテルとして規制対象とする方向で検討されています（本パブコメ案 14 条 1 項）。

TFTC の説明によれば、①商品を生産する事業者が、各販売店に価格のコントロールを要求し、製造事業者と各販売店が、最終的に小売価格を統一する形で共同決定する行為、又は②第三者がアルゴリズム又はデータを提供し、結果として水平関係にある事業者間の共同価格設定を導く行為のどちらも本パブコメ案 14 条によりカルテルの規制対象とすることが想定されているものと解されます。

(3) 不当な景品類の提供規制の廃止

本法 23 条 1 項では、事業者は不当な景品又は賞品の提供により、顧客を誘引してはならないとされています。さらに、TFTC は本法 23 条 2 項の授權に基づき、「事業者の提供する景品と賞品の金額に関する規則」³⁴において、賞品及び景品の範囲、不当な提供と認定する金額その他関連する事項を規定しています。

TFTC によれば、事業者が景品や賞品等を提供することによって、新規参入者や新製品の市場参入を促進できる場合があり、事業者が提供する景品や賞品に対して過度な制限を設けることで市場の自主規制メカニズムの低下につながる可能性があるとのことで、本パブコメ案では、不当な景品や賞品の提供に関する規制（23 条）について、米、EU 等の外国の立法を参考に、当該規定（23 条）を削除する方向で検討されています。

(4) その他

以上の改正に加え、「業界情報調査に関する法的根拠の明確化」（本パブコメ案 27 条の 1、同 44 条 2 項）、「判決書内容のネットニュースへの掲載」（本パブコメ案 33 条）、「違法な企業結合に対する行政罰（過料）の規定」（本パブコメ案 39 条 3 項）及び「信用毀損行為（営業誹謗行為）に対する行政罰の廃止」（本パブコメ案 42 条 1 項）等の改正が検討されています。

3. 今後の立法動向

今後、TFTC が本パブコメ案に関して収集した意見を踏まえて検討した改正案を行政院に提出し、当該改正案は、行政院会議での決定を経たうえで立法院に法案として

³⁴ 中国語「事業提供贈品贈奨額度辦法」（TFTC 2015 年 3 月 19 日公法字第 10415602341 号令）。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

提出され、立法院において審議が行われる見込みです。今回の改正案が施行に至った場合、台湾に関連する事業活動に相応の影響を与えるものと見込まれるため、今後の立法動向に引き続き注目する必要があると考えられます。

セミナー情報

- セミナー 『ICN Annual Conference 2023 Barcelona Breakout Sessions Round 1 'Sustainability and Competition Policy'』
開催日時 2023年10月18日(水) 14:30~16:00 (Central European Summer Time)
講師 高宮 雄介
主催 International Competition Network

- セミナー 『第5148回金融ファクシミリ新聞社セミナー「情報サービス・情報通信産業における下請法遵守のチェックポイントと最新動向ー下請法の基礎から実務対応、フリーランス新法等の最新トピックまでー』』
開催日時 2023年11月9日(木) 13:30~15:30
講師 柿元 将希
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『Intellectual Property & Antitrust: A Regional Perspective and Enforcement Update』
開催日時 2023年12月8日(金) 10:00~12:00
講師 高宮 雄介
主催 Primerio

NEWS

- asialaw 2023-24 にて高い評価を得ました
当事務所は asialaw 2023-24 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が以下のとおり高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

Practice area

- ・ Competition/antitrust (Outstanding)

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

弁護士

JAPAN

Practice area

- ・ Competition/antitrust
- Distinguished practitioner: 伊藤 憲二

- Who's Who Legal: Japan 2023にて当事務所の弁護士が選出されました
Law Business Researchが発行するWho's Who Legal: Japan 2023にて、当事務所の弁護士が以下の分野にてNational Leaderに選出されました。

- ・ Competition

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、眞鍋 佳奈、高宮 雄介